

# 平成25年度第1回 八千代市子ども・子育て会議

## 議題(5)

「本市が実施している  
子ども・子育て施策の概要」

平成25年11月19日(火)

八千代市 子ども部 元気子ども課

# 八千代市教育・保育施設の概要について

	認定こども園 (教育・保育)	幼稚園(教育)	保育園(保育)
所管	文部科学省・厚生労働省	文部科学省	厚生労働省
根拠法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	学校教育法	児童福祉法
概要	幼児期の学校教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援を行う機能を持った施設	幼稚園教育要領に基づき、幼児期の学校教育を行う	「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて、「保育に欠ける」乳児又は幼児を保育する
対象	0歳から小学校就学前まで	満3歳から小学校就学前まで	0歳から小学校就学前の保育に欠ける児童
性格	「幼稚園教育要領」 「保育所保育指針」	「幼稚園教育要領」	「保育所保育指針」
利用時間	9時～14時(短時間児) 7時～19時(長時間児) ※時間外保育時間を含む	9時～14時	7時～19時 ※時間外保育時間を含む
施設数	幼保連携型 3箇所	私立18園(認定こども園含む)	公立 8園 私立 13園(認定こども園含む)
利用児童数	短時間児 765人 長時間児 146人	私立 3,885人(認定こども園・市外含む)	公立 777人(市外含む) 私立 1,416人(認定こども園・市外含む)
	(H25.4.1現在)	(H25.5.1現在)	(H25.4.1現在)

# 幼稚園等の現状について

## 幼稚園等の状況

### ①利用時間

- ・標準的な教育時間・・・4時間
- ・教育時間終了後等に、預かり保育や教育活動を実施

### ②利用料金

- ・施設ごとに異なる保育料・入園料等を設定

### ③施設数（平成25年5月1日現在）

- ・18園 \*すべて私立幼稚園
- ・2教室 \*幼児教室

# 幼稚園等の現状について

## 幼稚園等児童数と入園状況の過去5年間の推移

八千代市私立幼稚園等の経年変化（各年5月1日現在）

年度	施設数	就学前児童数 (2～5)	就園児数	定員	3歳	4歳	5歳	就園率
平成21	19	5,878	4,080	4,460	1,109	1,464	1,507	69
平成22	19	5,859	4,102	4,460	1,260	1,364	1,478	70
平成23	19	5,798	4,049	4,460	1,164	1,516	1,369	70
平成24	18	5,765	4,005	4,460	1,108	1,404	1,493	69
平成25	18	5,634	3,885	4,460	1,149	1,346	1,390	69

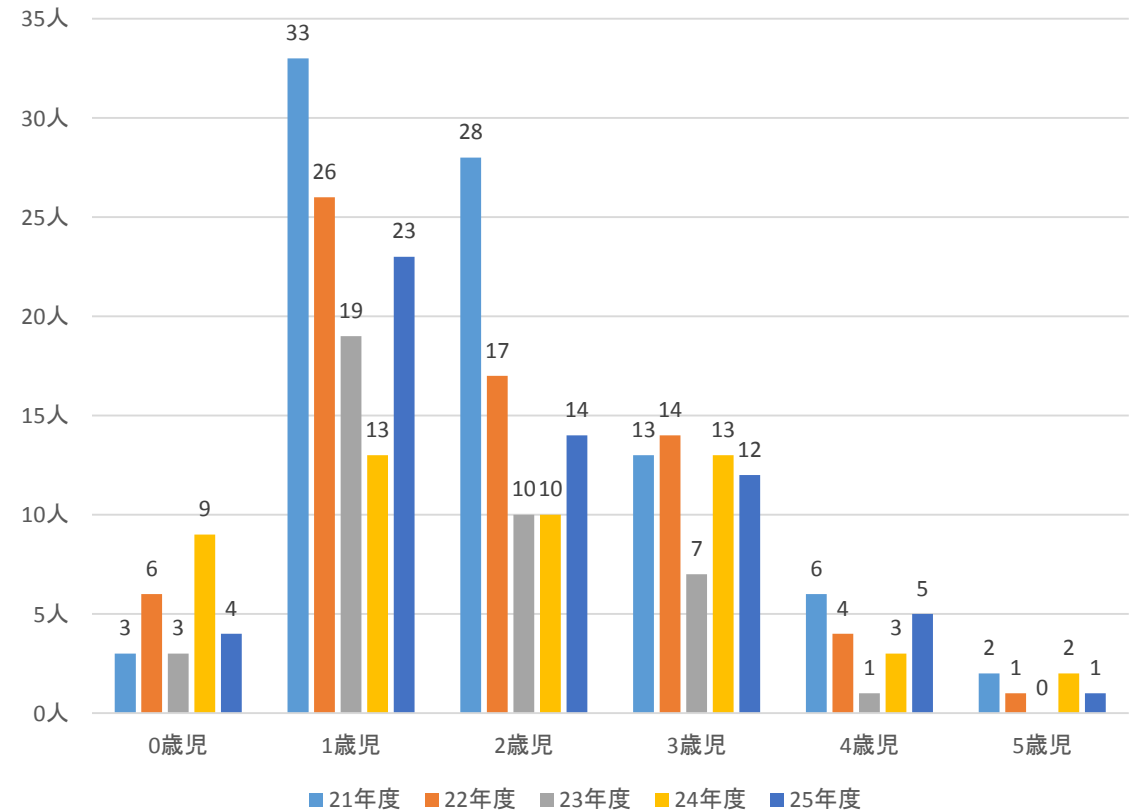
# 保育園の現状について

## 7圏域別入園児童数・待機児童数推移

7圏域別		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
阿蘇地区	入園児数	171	159	165	151	161
	待機児数	1	3	0	1	0
村上地区	入園児数	327	322	332	351	366
	待機児数	18	11	7	10	11
睦地区	入園児数	61	55	66	62	62
	待機児数	1	2	0	0	0
大和田地区	入園児数	515	523	569	559	582
	待機児数	25	25	18	20	23
高津・ 緑が丘地区	入園児数	444	458	535	602	657
	待機児数	22	5	1	3	12
八千代台地区	入園児数	229	207	201	231	236
	待機児数	3	9	5	9	8
勝田台地区	入園児数	102	104	125	131	129
	待機児数	15	13	9	7	5
合計	入園児数	1,849	1,828	1,993	2,087	2,193
	待機児数	85	68	40	50	59
国基準待機児童数		43	8	0	0	18

国基準待機児童：入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、定員超過等により入所していない児童。ただし、他に入所できる保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童には含まれない。

### 年度別年齢別待機児童推移



上記待機児童数は、市基準（入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、定員超過等により入所していない児童）。

待機児童の約8割が0歳から2歳児クラスの児童となっている。施設整備を行った23年度当初は待機児童が減少しているが、24年度から増加に転じている。

# 地域子ども・子育て支援事業の現状について

## 1. 地域子育て支援ネットワーク事業

### (1) 事業概要

市内を7圏域に分け、地域子育て支援センターと子ども支援センターを拠点として子育て支援事業と母子保健事業を連携させた各種事業を展開し、★妊娠期から出産、乳幼児期までの切れ目のない支援 ★遊びと交流の広場の提供★安心して子育てができる地域づくりを推進している。

### (2) 対象

市内在住の妊婦と0才～就学前の子と保護者

### (3) 実施場所 8カ所

地域子育て支援センター ・トップス ・たんぽぽ ・つばめ ・のびのび  
・こあら ・あいあい  
子ども支援センター ・すてっぷ21勝田台 ・すてっぷ21大和田

(4) 平成24年度利用者延べ人数 72,009人 (平成25年3月31日)

# 地域子ども・子育て支援事業の現状について

## 2. 一時預かり事業

### (1) 事業概要

保護者の勤務形態の多様化, 保護者の疾病等による緊急時の保育に対する需要等に対応するため, 保育園等において児童を一時的に預かる。

### (2) 対象

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった市内に在住する児童であって, 満6か月以上就学前の健康な者。

### (3) 利用時間

平日: 午前8時30分から午後4時30分まで      土曜: 午前8時30分から午後0時30分まで

\* 日曜・祝日・年末年始は休み

### (4) 実施場所 8カ所

(5) 24年度利用実績      利用延人数 5,053人      (平成25年3月31日現在)

# 地域子ども・子育て支援事業の現状について

## 3. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

### (1) 事業概要

母子保健推進員等が生後2～3か月児の家庭訪問をして、育児の相談相手、保健サービス・赤ちゃん広場のお知らせ、地域の子育て情報などの提供を行っている。

### (2) 対象

市内在住の生後2～3か月児を持つ子育て家庭

### (3) 訪問者

母子保健推進員(保健師と協力しながら活動する地域ボランティアとして育児経験のある市民を同推進員として委嘱)・保健師

(4) 平成24年度実績            1,668人            (平成25年3月31日現在)



# 地域子ども・子育て支援事業の現状について

## 4. 養育支援

### (1) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や他の母子保健事業での把握、関係機関からの連絡で把握された乳児のいる家庭及び出産前から支援が必要な妊産婦に対して、養育が適切に行われるよう、居宅において相談、指導、助言等の必要な支援を行う事業で、概ね1歳未満の子どものいる家庭に対して、保健師等が訪問し具体的な育児に関する保健指導を行っています。

平成24年度件数      89件（延べ訪問数 166件）

# 地域子ども・子育て支援事業の現状について

## 5. 子ども相談センター事業

### (1) 事業概要

妊娠期から18歳までの子どもと家庭の総合相談窓口として、面接・家庭訪問・グループワーク等による相談を受け、また、市における児童虐待の相談・通告の窓口となっている。また、養育支援訪問事業の中核機関である要保護児童対策地域協議会を運営し、ケースの進行管理などの調整を図っています。

各年度とも3月31日現在（単位：人）

年度	虐待	養護	保健	障害	非行	性格行動・適正	不登校	育児・しつけ	その他	合計
20	242	94	14	19	4	88	35	50	94	640
21	231	80	7	17	6	95	44	46	98	624
22	246	116	7	28	5	72	44	64	110	692
23	272	148	9	14	6	55	30	42	78	654
24	364	105	7	23	8	54	19	34	68	682

# 地域子ども・子育て支援事業の現状について

## 6. ファミリー・サポート・センター事業

### (1) 事業概要

子どもを預かってほしい人(依頼会員)と子どもを預かり育児の手伝いができる人(協力会員)及びその両方ができる人(両方会員)が会員登録をし、地域で相互援助活動を行う制度

### (2) 内容

保育園・学校などの時間外の預かり、出産前後の上の子どもの保育園までの送迎、育児疲れのリフレッシュなどで一時的に子どもを預かる「育児支援」と産後に家事などを手伝う「産後支援」を行っている。

### (3) 対象

育児支援・・・子どもの対象年齢:生後57日目から小学校4年生

産後支援・・・母親の出産後8週間以内(ふたご以上の場合は16週間)

(4) 平成24年度会員数 753人 (平成25年3月31日現在)

### (5) 平成24年度活動等実績

活動件数 2,204件 利用家庭数 107件 (延べ件数:平成25年3月31日現在)

# 地域子ども・子育て支援事業の現状について

## 7. 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

### (1) 事業概要

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、養育・保護を行う(原則7日以内)

### (2) 対象事由

- ・児童の保護者の疾病
- ・社会的事由(冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加等)
- ・身体上又は精神上の事由(育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等)
- ・家庭養育上の事由(出産、看護、事故、災害、失踪等)
- ・経済的問題等により、緊急一時的

(4) 利用期間 : 原則として7日以内

(5) 実施状況 : 未実施

# 地域子ども・子育て支援事業の現状について

## 8. 延長保育事業

### (1) 事業概要

開所時間(11時間)を超えて保育に取り組む事業

### (2) 実施場所

市内全保育園, 認定こども園で午前7時から午後7時の12時間開所を行っている。

さらに, 公立2園においては, 午前7時~午後8時までの13時間開所を行っている。(ただし, 午後7時から午後8時までは, 30分300円を延長保育料として徴収)

### (3) 利用状況

おおむね3割の児童が午後6時以降の保育を利用している。

# 地域子ども・子育て支援事業の現状について

## 9. 病児・病後児保育事業

### (1) 事業概要

病気の回復期にある児童又は病気の回復期に至っていないが、当面症状の急変は認められない児童等で、集団保育等が困難な期間における一時的な保育サービス。

### (2) 対象

医師が利用可能と判断した生後57日目から小学校3年生までの保育に欠ける子ども

### (3) 実施場所

くまさん保育室(あべこどもクリニック内)

### (4) 平成24年度実績 (平成24年3月31日現在)

延べ利用数 1,140件

# 地域子ども・子育て支援事業の現状について

## 10. 学童保育事業

### (1) 事業概要

小学校1年生から3年生(市長が定員に余裕があると認める場合は、4年生も受け入れ)及び配慮を要する4年生から6年生の児童で保護者が共働きや病気などのため、放課後保育できない家庭に代わって一定時間保育する。

### (2) 実施内容

学童保育所は市内21箇所(大和田第3学童保育所については「分室」を含む)に設置し、適切な遊び及び生活の場を提供している。

### (3) 対象

小学校1年生から3年生(市長が定員に余裕があると認める場合は、4年生も受け入れ)及び配慮を要する4年生から6年生の児童で放課後に保護者の就労等の理由により適切な保育を受けられない児童

### (4) 利用時間

小学校の授業日:放課後から午後7時まで(土曜日は午後5時まで)

小学校の休業日:午前8時から午後7時まで(土曜日は午後5時まで)

# 地域子ども・子育て支援事業の現状について

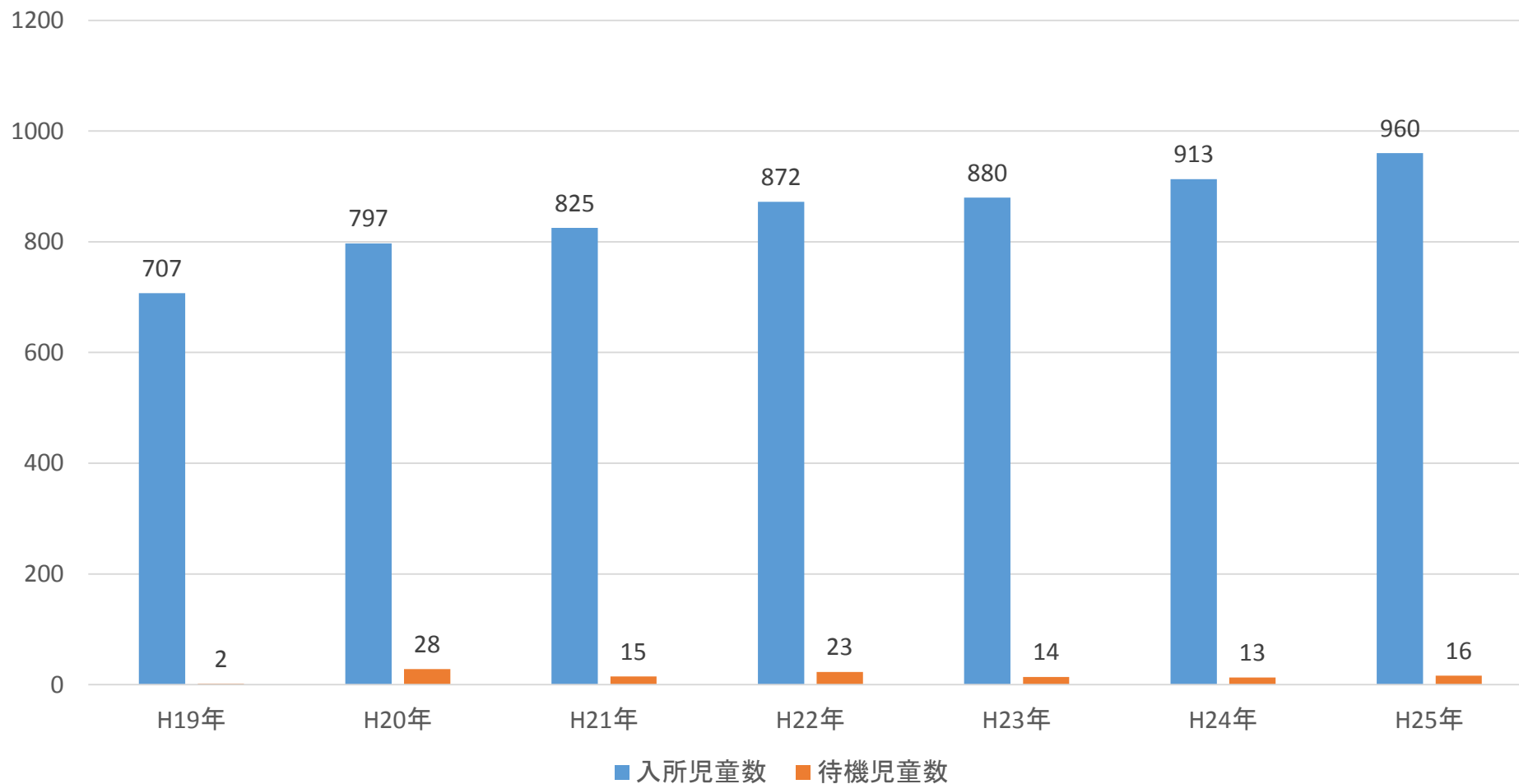
## (5) 入所児童数(平成25年11月1日現在) ( )内は配慮を要する児童

	学童保育所名	設置場所	定員	1~3年生	4~6年生	合計	待機児童
1	八千代台学童保育所	八千代台小学校内	40	39	0	39	0
2	八千代台西学童保育所	八千代台西小学校内	40	24	1	25	0
3	八千代台東学童保育所	八千代台東4-29-34	40	30	1	31	0
4	高津学童保育所	高津児童会館内	70	62(1)	0	62(1)	0
5	高津第2学童保育所	高津団地内	45	38(1)	0	38(1)	0
6	勝田台学童保育所	勝田台小学校内	70	70	0	70	2
7	米本第2学童保育所	米本団地内	40	15	1	16	0
8	米本第3学童保育所	米本南小学校内	40	16	10(5)	26(5)	0
9	ゆりのき台学童保育所	ゆりのき台4-19-1	50	48	0	48	0
10	大和田学童保育所	大和田新田321	45	45	0	45	1
11	大和田第2学童保育所	大和田南小学校内	60	53(2)	1(1)	54(3)	0
12	大和田第3学童保育所	大和田新田409-15	70	69	2(2)	71(2)	2
13	村上学童保育所	村上児童会館内	55	54(2)	0	54(2)	1
14	村上第2学童保育所	村上小学校内	55	54(1)	1(1)	55(2)	3
15	睦学童保育所	睦小学校内	40	21	0	21	0
16	新木戸学童保育所	新木戸保育園内	40	35	0	35	0
17	ゆりのき台第2学童保育所	大和田新田511-1	70	63	0	63	0
18	緑が丘しおん学童保育所	緑が丘2-31-2	40	38	0	38	0
19	上高野学童保育所	第二勝田保育園内	50	48	0	48	3
20	勝田台南学童保育所	勝田台南小学校内	45	32(1)	5(1)	37(2)	0
21	みどりが丘学童保育所	みどりが丘小学校内	40	25	2	27	0
合 計			1,045	879(8)	24(10)	903(18)	12



# 地域子ども・子育て支援事業の現状について

## (6) 入所児童数の推移(各年度4月1日時点)



# 地域子ども・子育て支援事業の現状について

## 11. 妊婦健診（妊婦健康診査）

### （1）事業概要

妊娠・出産に関する異常を早期に発見し必要に応じて、適切な指導を行うことを目的に、医療機関での健診の勧奨を行うと共に、かかる費用の負担を助成しています。

### （2）内容

母子手帳別冊1により、県内委託医療機関で定期健診を公費負担で受けられる受診票を14回交付している。＊ 県外の医療機関・助産所での受診希望の場合は、事前に母子保健課と相談が必要

（3）24年度実績 （平成25年3月31日現在） 19,659人

# 児童発達支援センターについて

## (1) 事業概要

児童福祉法による、医療型児童発達支援センター及び福祉型児童発達支援センターを設置し、障害児の療育、また在宅の障害児の外来相談及び巡回相談などの療育に関する総合的なセンターとして運営を行っている。

## (2) 内容

### ①医療型児童発達支援センター(療育1)

肢体不自由児を家庭から通わせて、保護者とともに適切な医療及び機能訓練、また生活指導を行い、児童の発達を促進するとともに、保護者には家庭における訓練と養育を支援することを目的とした通園施設。

# 児童発達支援センターについて

## ①医療型児童発達支援センター(療育1)利用状況の推移

各年度 3月31日現在 (単位：人)

	実 人 員	延 人 員
平成22年度	15	157
平成23年度	17	155
平成24年度	27	273

# 児童発達支援センターについて

## ②福祉型児童発達支援センター(療育2)

知的障害児を日々保護者のもとから通わせ、集団的及び個別的な日常生活指導などの訓練を行い、児童の発達を促進し、自立生活に必要な支援をすることを目的とした通園施設。

### ・利用状況推移

各年度 3月31日現在 (単位：人)

	実 人 員	延 人 員
平成22年度	38	422
平成23年度	37	429
平成24年度	37	399

# 児童発達支援センターについて

## ③心身障害児への療育相談

在宅障害児のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、施設の有する機能を活用し、相談及び療育等を行っている。

### ・利用状況推移

各年度 3月31日現在（単位：人）

	外来相談	訪問相談件数	施設支援指導件数	合計
平成22年度	1,044	112	47	1,203
平成23年度	1,258	110	45	1,413
平成24年度	985	90	52	1,127

# 児童発達支援センターについて

## ④ことばと発達の相談室

発達やことばに障害のある児童の専門的な相談、指導訓練の施設として、言語聴覚士や心理士が発達やことばの遅れ、発音の異常(構音障害)、口蓋裂、難聴、吃音などの障害のある児童に、検査、評価、助言指導を行い、必要に応じ指導訓練をしている。

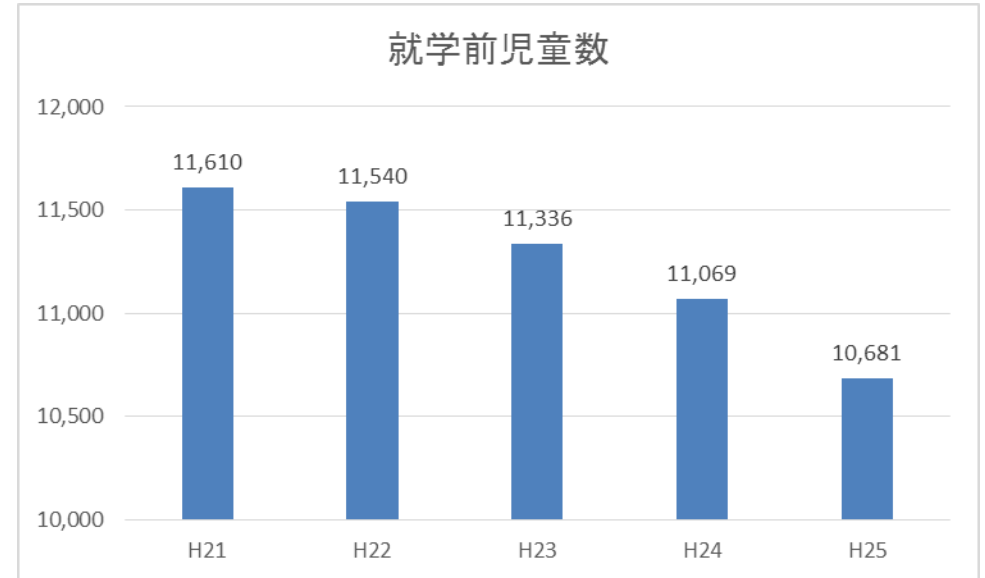
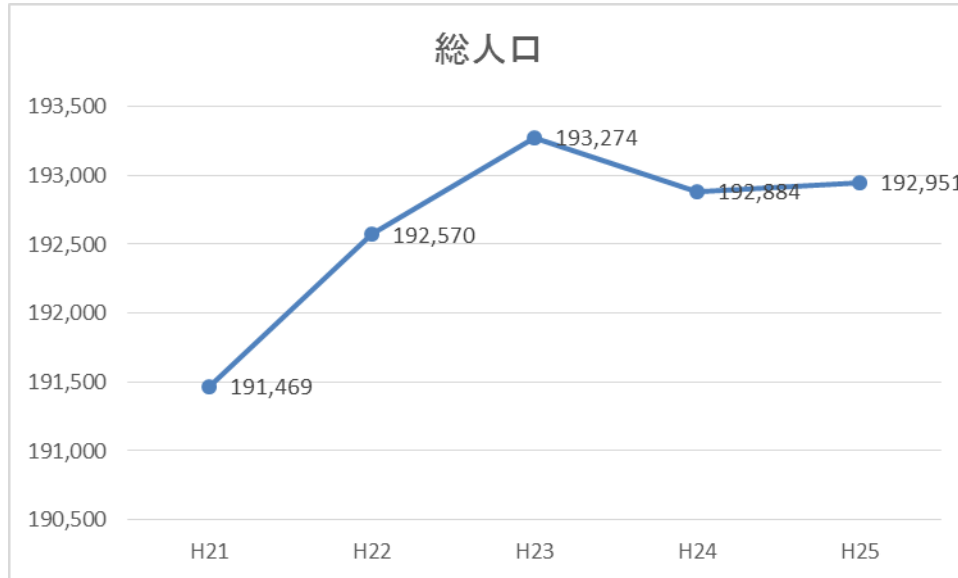
### ・利用状況推移

各年度 3月31日現在 (単位：人)

	訓練	相談	新規	合計
平成22年度	1, 125	714	221	2, 060
平成23年度	1, 137	811	218	2, 166
平成24年度	1, 107	1, 010	196	2, 313

# 八千代市の人口について

## 総人口と就学前児童数の推移（各年度 4月1日現在）



年度	総人口(人)
H21	191,469
H22	192,570
H23	193,274
H24	192,884
H25	192,951

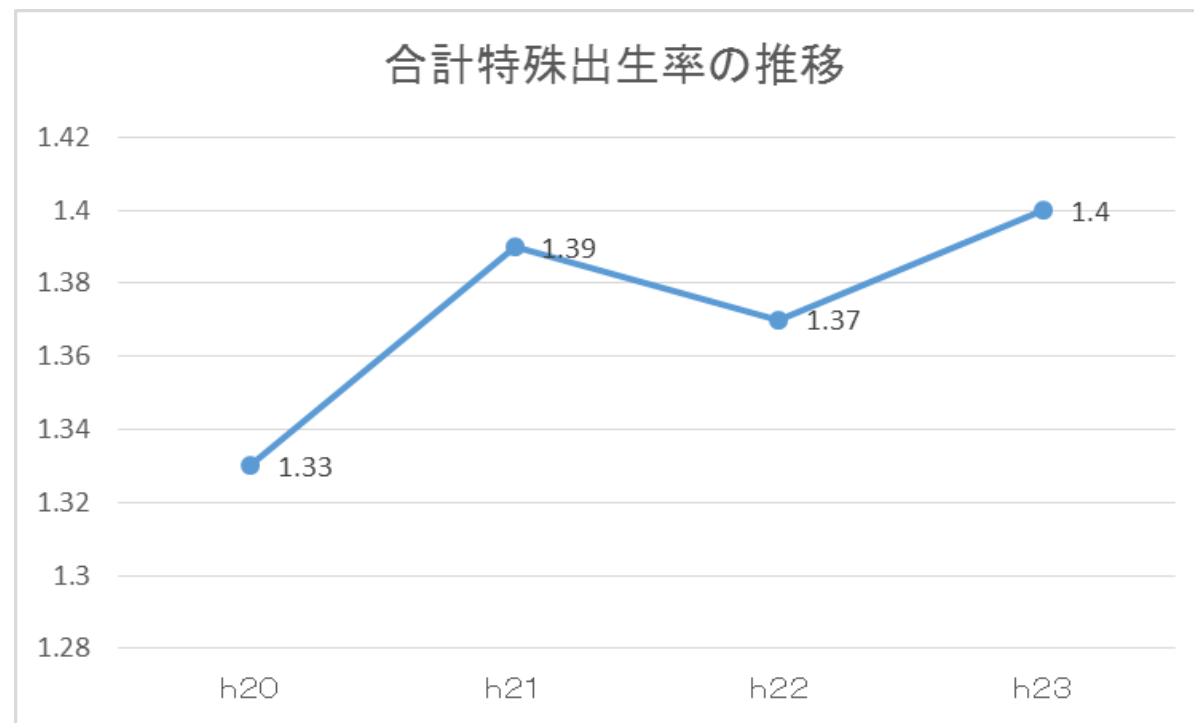
年度	就学前児童数(人)
H21	11,610
H22	11,540
H23	11,336
H24	11,069
H25	10,681



# 八千代市の合計特殊出生率の推移について

## 合計特殊出生率の推移

年度	合計特殊出生率
平成20年度	1.33
平成21年度	1.39
平成22年度	1.37
平成23年度	1.4

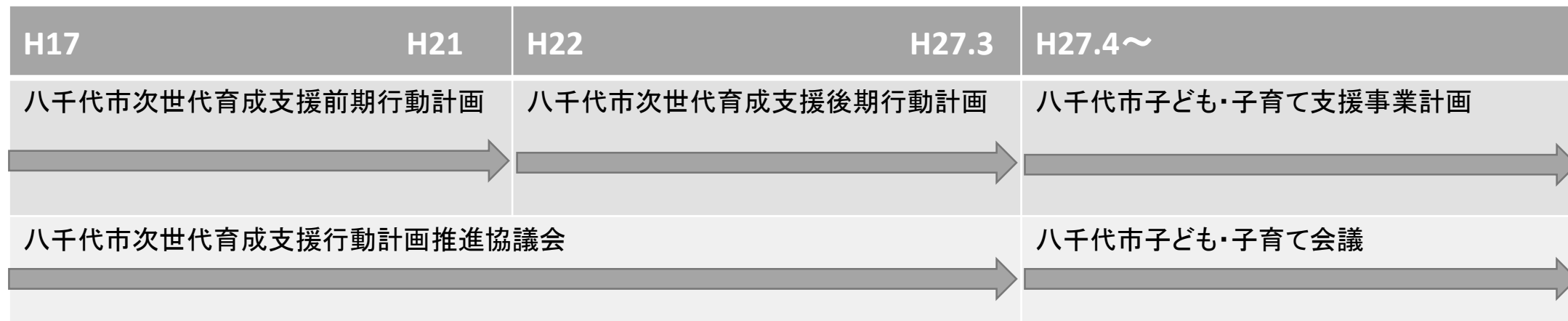


# 八千代市次世代育成支援行動計画の進行管理について

## 1. 八千代市次世代育成支援行動計画の計画期間と進行管理を行う会議体

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「八千代市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年度以降、学識経験者・関係団体の代表者・市民委員からなる「八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会」において計画の推進及び点検評価を行ってまいりました。

本会議「八千代市子ども・子育て会議」の設置に伴い、会議の所掌事項の任意事項として、次世代育成支援行動計画の進行管理を行っていくこととなっていますが本市においては、計画の終了年度である平成26年度までの八千代市次世代育成支援行動計画の進行管理は、引き続き、八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会にて行います。



## 2. 八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会と子ども・子育て会議の比較

会議体	八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会	八千代市子ども・子育て会議
設置目的	八千代市次世代育成支援行動計画の推進	子ども・子育て支援法第77条の事務の処理
主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の推進及び点検評価 (保健・福祉・労働・教育・生活環境等、多岐の分野にわたる施策を総合的に推進)</li> </ul>	<p>「法定事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員設定(確認)に関する意見(認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業)</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画に関する意見</li> <li>・子ども・子育て施策の調査審議</li> </ul> <p>「任意事項」(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認に関する運営基準案(条例)への意見</li> </ul>
構成委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者</li> <li>・子育て支援関係団体の代表者</li> <li>・市民 (計25名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者</li> <li>・子どもの保護者</li> <li>・子育て支援事業従事者</li> <li>・市民 (計15名)</li> </ul>